

西九州大学と西九州大学短期大学部との単位互換に関する協定書

西九州大学と西九州大学短期大学部とは、相互の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として、両大学の学生がそれぞれ相手大学の授業科目を履修し、単位を修得することができるものとし、単位互換協定を締結する。

(対象学生)

1 この協定により単位互換ができる学生は、両大学に在学する学生とする。

(受入れ学生の呼称)

2 この協定により受け入れる学生は、特別聴講学生と称する。

(履修期間)

3 特別聴講学生の履修期間は、原則として1年以内とする。

(受入れ時期)

4 特別聴講学生の受入れ時期は、学年又は学期の始めとする。

(受入学生数)

5 両大学が受け入れる特別聴講学生数は、講義等に支障のない範囲とし、必要に応じ両大学で調整する。

(履修方法等)

6 特別聴講学生の履修方法及び試験実施方法については、受入れ大学の定めるところによる。

(単位の授与等)

7 特別聴講学生が履修した授業科目の成績評価及び単位の授与については、受入れ大学の定めるところによる。

(単位の認定)

8 特別聴講学生が修得した授業科目の単位及び成績評価の認定については、派遣大学の定めるところによる。

(検定料、入学料及び授業料)

9 特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は免除する。

(履修科目、単位数及び受入れ手続等)

10 特別聴講学生が履修できる授業科目、単位数及び受入れ手続等については、別に定める実施要項による。

(有効期間)

11 この協定の有効期間は、令和3年4月1日から1年間とするが、両大学の一方が廃棄の意思を通告しない限り、引き続き更新される。なお、改廃については西九州大学学長と西九州大学短期大学部学長間の協議によるものとする。

(その他)

12 この協議書に定めるものの他、単位互換の実施に関する事項は、必要に応じて協議する。

令和3年1月21日

西九州大学学長

久木野 寛可

西九州大学短期大学部学長

福元 裕二